

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する際には、次の項目を参考として追加してください。

運営規程の記載例	作成にあたっての留意事項
<p>その他運営に関する重要事項 （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所） 第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>（１） 相談 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。</p> <p>（２） 緊急時の受入・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>（３） 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。</p> <p>（４） 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。 （障害者基幹相談支援センター等が開催する研修への参加、法人外で開催される研修への参加等）</p> <p>（５） 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。</p>	<p>（１）から（５）の役割は例であり、地域生活支援拠点等の整備・事業ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。</p>

注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容をご理解いただいた上で作成をお願いいたします。